

仙台市立長町中学校  
運動部活動の活動方針

令和元年 5 月  
仙台市立長町中学校

## 1 本校の運動部活動が目指すもの

### 学 校 教 育 目 標

自主,友愛の精神を培い,健康で創造性に富む生徒の育成

## め ざ す 生 徒 像

### 自主

自ら学び,自ら考え  
正しく判断し,  
主体的に行動する  
生徒

### 友愛

友情を深め,互いに  
認め,高め合い  
正義感あふれる生  
徒

### 健康

自他の生命を  
大切にし,  
心身を鍛える  
生徒

### 創造

粘り強く工夫し,  
夢の実現に全力を  
尽くす生徒

(1) 本校の学校教育目標は上記の通りであり,目標から,めざす生徒像を示している。

- 自主 → 部活動を通して,自主的に行動できる生徒
- 友愛 → 部活動を通して,友情や互いに認め合える生徒
- 健康 → 部活動を通して,命の大切さを理解したり,心身を鍛えたりする生徒
- 創造 → 粘り強く,全力を尽くす生徒

各部活動は,四つの目指す生徒像を意識して,目標を設定し,活動すること。

(2) 運動部活動を通して,本校生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り,生涯にわたって心身の健康を保持増進すること。

(3) 運動部活動を通して,本校生徒がバランスのとれた心身の成長を遂げ,充実した学校生活を送ること。

## 2 適切な運営のための体制整備

(1) 年間活動計画の作成

- ①運動部顧問は,年間活動計画を作成する。
- ②運動部顧問の作成する年間活動計画には,年間を通して基本となる休養日(活動日)及び参加予定大会日程等を明示する。
- ③運動部顧問は,生徒が自主的・自発的に取り組める活動となるような計画を立てるとともに,生徒に練習の目的,技能等の向上や心身の成長のために適切な練習内容であることを理解させる。

(2) 方針と計画の公表

- ・上記(1)(2)の活動方針並びに年間活動計画を保護者に説明するとともに,学校のホームページへの掲載等により公表する。(公表は令和元年,保護者会が終了した時点で)

(3) 毎月〔複数月〕の活動計画の作成

- ・運動部顧問は,毎月〔複数月〕の活動計画(活動日,休養日及び参加予定大会日程等)

を作成する。

(4) 毎月〔複数月〕の活動計画の通知

- ・運動部顧問は、上記(3) 毎月〔複数月〕の活動計画を文書等で事前に生徒及び保護者に通知する。

(5) 毎月の活動実績報告

- ・運動部顧問は、毎月の活動実績報告(活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等)を行う。

**3 指導・運営に係る体制について**

(1) 本校が設置する運動部

- ①令和元年度は下記の運動部を設置することとする。
- ②スキー、スケートに関しては、年度毎に実態を把握して、設定する場合がある。

種目	男子	女子	種目	男子	女子	種目	男子	女子
陸上競技	○	○	体操	○	○	卓球	○	○
水泳	○	○	新体操		○	バドミントン	○	○
バスケットボール	○	○	バレーボール	○	○	柔道	○	○
サッカー	○	○	ソフトボール		○	剣道	○	○
野球	○	○	ソフトテニス	○	○	駅伝	○	○
スキー	○	○	スケート	○	○			

(2) 活動時間

1 平日の活動時間と朝練習について(夏季シーズンの場合)

50分授業で6校時終了後を想定した場合

- 基本的な活動時間(教職員の退勤時間まで) 16時～16時45分
- 顧問裁量での延長時間 ～17時30分
- 保護者承諾の最大延長時間 ～18時30分

※冬季シーズンは18時で終了

本校は、学校規模が大きく、種目数が多いため、体育館、校庭ともに、前半、後半の入れ替えローテーション制で、部活動を実施している。そのため実際の活動場所での使用時間は、最大で1時間15分程度であり、体育館での活動は1部活動で、1週間に3回程度の使用となり、活動時間、日数とも制限されている状況である。校庭の部活動もすべての部活動が一斉に行う事に関しては、危険が伴うため禁止し、ローテーションで活動を実施している。

上記のような実態のため、顧問教師の要請、保護者の許可がある場合に限り、朝練習を30分間認めている。また、放課後の部活動の時間を有効活用するために、朝30分間の校庭整備を認めている。但し、年間を通しての朝練習は、実施しないこととし、管理職と部活動顧問が協議し、生徒の健康に留意し、強化練習期間(ハイシーズン)等を勘案しつつ、管理職が許可し、実施する。

(3) 全校で部活動を行わない日

( 校内では、共通して部活動を行わない日を、年度初めの職員会議で決定している。)

- 定例職員会議を設定している日
- 仙台市内すべての教職員が、教科等の情報交換や研修で異動して会議を設定している日 (教科研究会 教科外研究会 )
- 中間考査の3日前 期末考査5日前 実力考査の1日前
- 修学旅行 職場体験 校外学習等の前日
- 気象状況等によって生徒の安全が確保できないと判断した日  
(例 → 本校では、気温が34度以上になった場合は中止)
- 夏季、冬季の閉庁日
- インフルエンザ等の感染症が発生し学級閉鎖、学年閉鎖 学校閉鎖した場合
- その他、教職員が複数にわたり、出張等で不在にしている活動させる事が困難な場合、または、緊急事態等の発生で管理職が部活動中止と判断した場合
- 長期休業日の週休日 (春季 夏季 冬季休業期間の土曜日と日曜日)
- ※ 平成31年度が終わる退位の日 令和元年が始まる即位の日は中止とした

平成30年度は、上記による部活動中止日は69日

令和元年度の、上記による部活動中止日は73日

(但し、各部活動で設定している休養日は含めていない)

各部活動での休養日を含めると 年間約100日以上休養日を設定

(4) 保護者への説明

- ①運動部ごとに保護者へ説明する機会を設定し、年間計画、活動日、休養日、参加する大会等について理解と協力を得る。
- ②運動部顧問は、よりよい運営のために、必要に応じて保護者に説明する機会を設ける。

4 適切な活動時間及び休養日等の設定

(1) 学期中の休養日 \*休養日とは朝も放課後も活動を行わない日

- ①学期中は、週2日以上休養日設ける。  
※平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ②土曜日及び日曜日に大会参加等で活動した場合は、原則として、休養日はほかの土曜日及び日曜日に振り替える。  
※祝日、休日は土曜日及び日曜日と同じ扱いとする。

(2) 長期休業中の休養日

- ①学期中に準じるものとするが、原則として、土曜日、日曜日及び祝日、休日、学校閉庁日を休養日とする。
- ②夏季学校閉庁日及び年末年始の学校閉庁日と連続させるなど、ある程度長期間の休養期間(オフシーズン)を設ける。

(3) 平日の活動時間

- ・長くとも2時間程度とする。

(4) 長期休業日及び土曜日、日曜日、祝日、休日、学校の休業日の活動時間

- ・長くとも3時間程度とする。(但し、教職員には、生徒からの出欠の連絡、安全確保、施設の安全確認等のために、活動前後30分程度の幅を持たせ、待機させている場合がある。)

(5) 強化練習期間（ハイシーズン）

- ・年間計画に設定した強化練習期間（ハイシーズン）には、通常よりも活動時間や活動日を増やすことができるものとする。

※活動時間や活動日を増やす場合には、代替の休養日や時期を移動した休養日等を確保し、生徒の健康状態や身体的な疲労に配慮しながら、部活動に対する意欲の維持、向上に努める。

## 5 適切な指導

(1) 生徒の心身の健康管理

- ・生徒の健康観察やスポーツ障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活を送ることについて配慮しながら指導にあたる。

(2) 事故防止

- ・活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等に留意しながら指導にあたる。

(3) スクールコンプライアンスの遵守

- ・体罰、ハラスメントの根絶とともに適切な指導を行う。

## 6 参加する大会等の検討

(1) 参加する大会等の精選

- ①運動部顧問教師は、本校生徒にとっての教育上の意義並びに本校生徒の負担を考慮して、中学校体育連盟が主催または共催する大会を基本とし、本校として参加する大会等を精選するよう努める。
- ②運動部顧問は、生徒にとっての教育上の意義並びに生徒の負担を考慮して、練習試合等を計画するよう努める。

(2) 参加する大会や校外で行う練習試合等への移手段

- ・本校生徒の移動については、原則として公共交通機関を利用することとする。  
※公共交通機関の利用が困難な場合には、業者に依頼することを検討する。  
※業者に依頼することが困難な場合には、保護者の共通理解と了解を得て、保護者に協力を求める。

## 7 その他

- ・本校運動部の方針に関しては、不断の見直し、改善を行い、運用していく。
- ・本方針の基本的な考え方は、本校における文化的活動についても原則として適用し、改善に着手していくように努める。